

# 報 告 書

令和5年1月23日

包括外部監査関係部署会議

1 開催日時

令和5年1月23日（月）10時から10時30分まで

2 開催場所

コンプライアンス推進課横会議室

3 会議の構成員

藤原総務部長、田中総合政策部長、岡本監査委員事務局長

事務局：総務部コンプライアンス推進課（堀川総務部副参事、尾松課長、上村課長代理、  
松本主任、大久保係員）

4 議題

令和4年度包括外部監査人の評価について

5 評価手順

（1） 会議の構成員がそれぞれ、令和4年度包括外部監査結果報告書に基づいて、あらかじめ、包括外部監査人评价表に則して、以下の評価項目ごとに評価（1次評価）を行う。

- 〈評価項目〉 1 監査テーマの選定について（評価細項目：2つ）  
2 監査結果報告の内容について（評価細項目：6つ）  
3 報告書の構成などについて（評価細項目：3つ）  
4 監査方法について（評価細項目：4つ）

なお、評価項目「4 監査方法について」〔評価細項目：①補助者（公認会計士等）の確保や支援体制は十分であったか、②包括外部監査人及び補助者の執務日数は妥当であったか、③監査日程に無理はなかったか、④所管課とのヒアリングは十分に行われていたか〕については、事務局において、事前に、包括外部監査人の実査を補助した監査委員事務局に意見聴取を行い、会議当日に説明した内容を踏まえて、出席者がその場で、評価を行う。

（2） 出席者は、何らかの問題が認められた項目があれば、その項目とその理由について述べる。

（3） 各出席者の意見を踏まえて、全員で討議をし、会議としての最終的な評価（適・否）を決定する。

6 会議資料（別添のとおり）

資料1 令和4年度包括外部監査人の評価手順について

資料2 令和4年度包括外部監査人评价表

資料3 令和4年度包括外部監査執務経過

資料4 令和4年度包括外部監査執務日数等の集計表

## 7 令和4年度包括外部監査人の評価結果

### (1) 会議における評価・・・適

(参考資料：令和4年度包括外部監査人评价表集計表)

### (2) 会議における意見等

#### 【総括】

令和4年度包括外部監査に関し、本会議において審議した結果、監査テーマの選定は適切であり、監査対象部署へのヒアリング等の監査方法にも特に問題があると認められる点もなく、監査結果の内容についても高く評価できるものであったことから、令和4年度包括外部監査は適正に行われたものと判断する。

#### 【各評価項目に対する意見等】

##### ① 監査テーマの選定について

- ・ 「行財政改革プラン2020」において、民間活力の活用や協働の推進を基本方針の一つとして掲げており、委託料は、執行額も増加傾向にある。委託料については、これまで監査テーマとして取り上げられておらず、本年度の監査テーマとして選定されたことは、委託契約事務の検証や今後の課題の洗い出しの観点から、時期に即した選定であったと考える。
- ・ 包括外部監査人が当初提案していたテーマは、教育や防災等に係るものであったが、新型コロナウイルスの感染症対応や感染対策に配慮した結果、それらのテーマの選定は見送られている。しかし、教育機関における財務事務の執行については、監査委員監査において、度々、同内容の意見や指摘がなされており、今後、包括的な事務の検証を行うことが必要なテーマの一つであると考えている。
- ・ 監査テーマの選定に係る事前ヒアリングにおいては、本市職員と積極的な意見交換を行い、本市の改善・改革につながる監査テーマを選定しようとする姿勢が認められた。

##### ② 監査結果報告の内容について

- ・ 監査の意見及び結果については、監査テーマが組織横断的なものであることを踏まえ、共通的事項と各課の個別事項に分けて記載されており、全庁的な課題として市全体で取り組む課題が明確になっていることから、本市の業務改善に、大いに役立つものとなっている。今後は、各課において具体的な改善策を検討し、実施していく必要がある。
- ・ 報告書において、委託契約に係る全庁的な課題を抽出し、多くの有益な提案がなされていることを踏まえると、十分に本包括外部監査に係る契約金額に見合うものであったと考える。
- ・ 報告書の末尾において示されている総括的な意見は、3年間の監査を通じた包括外部監査人としての本市の課題の認識であり、今後の全庁的な業務改善の取組を進めるに際しては、極めて参考となるものである。

##### ③ 報告書の構成などについて

- ・ 専門用語等については、本文中で説明されており、全体的に平易に分かりやすく書くよう留意していることが認められる。一方で、注釈が必要と感じる文言も一部にはあり、報告書を分かりやすくする工夫の余地はあると考える。今後は、事務局や監査対象部署において、

草稿段階で、事実誤認の有無の確認のみならず、専門用語等についての注釈の必要性を確認するなど、報告書を分かりやすくする観点からの確認も必要であるとする。

#### ④ 監査方法について

- ・ 監査対象部署へのヒアリング、報告書の作成作業等に当たった包括外部監査人及び補助者（公認会計士5名、弁護士1名）は、地方公共団体の業務に関する理解が深く、包括外部監査に際して十分な体制がとられていたものと認められる。
- ・ 包括外部監査人及び補助者の執務日数は約 133.8 日であり、執務日数としては妥当なものであったと判断できる。
- ・ 実監査に当たっては、包括外部監査人は補助者任せにせず、自ら監査対象部署とのヒアリングをするなど、包括外部監査人として包括外部監査に積極的に取り組む姿勢がうかがわれる。
- ・ 包括外部監査人は、昨年度に引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、円滑な監査の実施に支障を来しかねない要因があったにもかかわらず、全体を把握、統轄し、年度当初に予定されていたとおりのスケジュールで報告書を提出しており、この点においても、包括外部監査人としての高いマネジメント能力が示されているものとする。
- ・ 包括外部監査を行うに際しては、監査対象部署へのテーマ選定の背景やスケジュールの共有を図るための事前説明会を開催し、その後の監査の円滑な実施につなげる包括外部監査人の手法は、監査対象部署との意識共有を図る上で、極めて有益であったとする。
- ・ 包括外部監査人は、監査対象部署へのヒアリングを資料閲覧も含めて 96 回行い、また、報告書の草稿についても、監査対象部署に 2 回の事実確認を行うなど、精力的に取り組む姿勢は高く評価できる。
- ・ 包括外部監査を行うに際しては、監査対象部署へのテーマ選定の背景やスケジュールの共有を図るための事前説明会を開催し、その後の監査の円滑な実施につなげる包括外部監査人の手法は、監査対象部署との意識共有を図る上で、極めて有益であったとする。
- ・ さらに、包括外部監査人は、監査対象部署との事実確認を 2 回行ったことで、指摘内容の共有が進み、監査対象部署の納得性を高めた上で、報告につなげている点も高く評価できる。
- ・ 監査対象部署へのヒアリングや資料閲覧等の日程が、8月、9月に集中していたが、包括外部監査への対応が監査対象部署の過度の負担とならないように、包括外部監査人と監査対象部署において、十分、調整した上で監査日程が決定されており、この点も高く評価できるものとする。

#### 【その他】

- ・ 包括外部監査人の評価に用いる評価表については、その評価がいわゆる「○」か「×」の二択で行うことになっている。二択とする方が評価が簡便となると考えるが、本会議として最終的な結果を出すのであるから、それにこだわる必要はないとする。評価を適切に行うためには、評価のあり方について今後の検討が必要であるとする。